

松阪市中期財政見通し

(平成19年度～平成23年度)

平成18年3月
松 阪 市

1. 策定の目的

- ・ 中期財政収支の見通しをたて、これをもとに将来における問題点を捉え、財政運営の健全性を確保するため、今後の対応策を検討していく。
- ・ 中期的な視点から、総合計画で定めていく施策・事業の選択など、これらの後年度負担等を明らかにするとともに、財政的視点から基本計画を補完し、実効性を高める。
- ・ 財政に関する情報を幅広く提供し、財政運営への理解を深める。

2. 見通しの期間

- ・ 平成19年度から平成23年度までの5か年とする。

3. 財政見通しの策定

- ・ 財政見通しについては、過去の統計資料等を基に推計するため、普通会計による見通しとする。
普通会計とは、一般会計を中心とし、公営企業以外の会計について会計間の重複額などを除いて合算したもの。松阪市では、一般会計・住宅新築資金等貸付事業特別会計・ケーブルシステム事業特別会計を合わせたものをいう。
- ・ 見通し期間中の経済成長率は、国の経済見通しによる2.0%(名目)として試算する。
- ・ 行財政制度は、現行制度に変更がないものとする。
- ・ 財政収支の見込みは、別紙のとおりとする。
- ・ 財政調整である財政調整基金の取り崩しと繰越金は、算定から除外する。
- ・ 投資的経費については、歳入から歳出の義務的経費及びその他経費を差し引いたものとする。

4. その他

- ・ この中期財政見通しは、現行の行財政制度により策定したものであり、今後、地方財政を取り巻く環境が変化していく中で、財政状況が大きく変わることも予想される。また、将来の予算編成を拘束するものではない。

松阪市中期財政見通し（普通会計）

(単位:百万円)

区 分		18年度(予算)	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
歳入	一 般 財 源	39,322	39,183	39,137	39,112	39,109	39,125
	市 税	20,482	20,651	20,823	20,999	21,179	21,362
	地方交付税	12,000	11,660	11,411	11,178	10,962	10,761
	そ の 他	6,840	6,872	6,903	6,935	6,968	7,002
	国・県支出金	7,749	7,767	7,786	7,807	7,827	7,849
	地 方 債	3,037	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
	その他の特定財源等	2,342	2,747	2,748	2,748	2,748	2,747
合 計	52,450	53,697	53,671	53,667	53,684	53,721	
歳出	義 務 的 経 費	26,205	26,702	26,985	27,271	26,907	26,804
	人 件 費	11,013	11,151	11,347	11,360	10,787	10,513
	扶 助 費	8,565	8,822	9,087	9,360	9,640	9,930
	公 債 費	6,627	6,729	6,551	6,551	6,480	6,361
	投 資 的 経 費	4,936	5,109	4,883	4,359	4,474	4,163
	そ の 他 経 費	21,309	21,886	21,803	22,037	22,303	22,754
	合 計	52,450	53,697	53,671	53,667	53,684	53,721

収支見通し

区 分	通常分	特定分
【歳入】		
一般財源		
地方税	市民税以外当該年度予算と同額	市民税について経済見通しとする
地方交付税	普通 特定分を除いた伸び率 5.0%	元利償還算入分
	特別 伸び率 5.0%	
その他	原則、当該年度予算と同額	減税補てん債・臨時財政対策債を含む
国・県支出金	原則、当該年度予算と同額	将来見込めるもの
地方債	借入額を40億円とする	
その他の特定財源等	原則、当該年度予算と同額（分担金及び負担金、使用料及び手数料など） *財政調整基金の取り崩しは算定から除外 *繰越金は算定から除外	
【歳出】		
義務的経費		
人件費	定員管理適正化計画の伸び率 1.5%	退職金の見込
扶助費	伸び率3.0%	
公債費	現在高による償還額	借入見込による償還額(借入利率1.5%)
投資的経費	*歳入合計から歳出の義務的経費とその他経費を差し引いたものとする	
その他経費	原則、当該年度予算と同額 (物件費、補助費等、繰出金など)	将来見込めるもの

財政指標

区分	14年度	15年度	16年度	今後の見通し
経常収支比率	86.6 (89.6)	85.1 (87.1)	90.2 (90.3)	市税の増加が見込める一方で、少子・高齢化の進展により社会保障関連経費等が増加する傾向にある。今後、行財政改革の推進や合併のスケールメリット等により、減少する見込みである
財政力指数	0.597 (0.691)	0.604 (0.703)	0.610 (0.683)	景気が回復傾向にあることから、現状ないし上昇傾向にある
公債費負担比率	16.4 (15.6)	15.9 (15.3)	14.8 (15.1)	公債費のピーク時期が過ぎたことと、借入の抑制により、15%以内になる見込である

下段()は県下の平均、また平成14・15年度の財政指標は新市として試算

起債残高見込み

(単位:百万円)

会計別	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
一般会計	60,222	59,407	58,048	56,610	55,175	53,793
特別会計	3,227	3,214	3,138	3,265	3,359	3,471
企業会計	66,868	68,921	70,946	72,798	74,661	76,431
計	130,317	131,542	132,132	132,673	133,195	133,695

財政収支の見通しにおける課題等

歳入の中心である市税は、回復傾向にあるものの固定資産税における評価額が減少傾向にあり大きな伸びは望めない状況にある。また、地方交付税は「三位一体の改革」の方針等により減額が見込まれる。一方、歳出面では社会情勢の変化に伴う財政需要の増加や公共下水道整備事業の進捗に伴う繰出金の増加が見込まれるなど財政を益々圧迫し、厳しい財政運営を強いられることが予想される。そのため、合併のスケールメリットを早期に発揮し、行政サービスや、受益負担のあり方などをゼロから見直し、コスト面の感覚を常に念頭にいれながら財政運営にあたらなければならない。

<参考>

(単位:百万円)

区 分	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
退職金	591	890	1,245	1,414	995	872
公共下水道繰出金	2,535	2,642	2,831	3,107	3,231	3,424
国民健康保険繰出金	1,182	1,259	1,309	1,361	1,416	1,474
老人保健繰出金	1,109	1,204	1,255	1,300	1,356	1,414
介護保険繰出金	1,555	1,650	1,745	1,805	1,886	1,960

今後、財政運営の健全性を確保するための方策として、計画の着実な実行はもとより中長期的な視野に立ち、下記の方策について検討し、取り組んでいく必要がある。

歳入の確保

- ・市税等の収納対策の強化
- ・使用料・手数料等の受益者負担の適正化
- ・計画的な基金積立
- ・未利用地の処分活用

など

歳出の抑制と適正化

- ・職員数・職員給与の適正化
- ・経費全般についての節減・合理化
- ・民間委託等の推進
- ・公共事業の平準化とコスト縮減
- ・公債費の抑制
- ・行政評価システム(成果)に基づく事業の選択
- ・松阪市入札制度の推進

など

用語説明

用語	説明
地方交付税	<p>全国の地方公共団体間の財政的な不均衡を調整して、どの地域に住む住民にも標準的な行政サービスや基本的な社会資本が提供できるように財源を保障する制度で、地方の固有財源である。</p> <p>地方交付税は、財政力に応じて配分される「普通交付税」(配分総額の94%)と、災害等の特殊な財政事情により配分される「特別交付税」(6%)に分かれる。</p>
国庫(県)支出金	<p>特定の行政目的を達成するために、当該経費に充てることを条件に国から交付されるもの。(使途が限定された、国(県)からもらう補助金など。)</p>
繰入金	<p>他会計や基金から繰り入れられた収入。</p>
地方債	<p>市の長期借入金のこと。原則的には、道路、河川などの土木施設や学校等の建設の財源としてのみ発行が許される。</p>
減税補てん債	<p>国の減税政策により個人住民税の減税が行われた場合など、地方公共団体の減収額を埋めるために許可される地方債。</p>
臨時財政対策債	<p>地方財政の財源不足を補てんするために発行が認められた地方債で、本来、普通交付税として国から交付されるべきものが地方債に振り替わったもの。</p>
財政調整基金	<p>地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するための基金で、長期的視野に立った計画的な財政運営を行うために、財源に余裕のある年度に積立てを行い、財源不足が生じる年度に活用するもの。</p>
繰越金	<p>決算上の余剰金で翌年度の歳入に編入された金額。</p>
物件費	<p>消費的性質の経費を総称していい、賃金、旅費、消耗品費、燃料費、光熱水費、通信運搬費、手数料、委託料、使用料及び賃借料などがこれに該当する。</p>
扶助費	<p>社会保障制度の一環として、生活保護法や児童福祉法、老人福祉放蕩の法令に基づいて、社会的弱者に対する援助として支出される経費。生活困窮者に対する生活保護費や児童養護施設、保育所に対する措置費、児童手当等がこれにあたる。</p>
補助費等	<p>各種団体に対する補助金、加入団体に対する負担金等。</p>
投資的経費	<p>道路、公園、学校等公共施設の建設のように、資本形成やストックの増加につながる経費。</p>
繰出金	<p>一般会計と特別会計または特別会計相互間で、歳入の不足を補うため支出される経費。</p>
公債費	<p>地方債(借入金)の元利償還金及び一時借入金の支払いに要する経費。</p>
経常収支比率	<p>経常一般財源に占める経常経費充当一般財源の割合で、財政構造の弾力性を測定する指標。(高い比率ほど財政運営は硬直する)</p>
財政力指数	<p>財政基盤の強さを表わすもので、積極的な行政活動を行うのに必要な財源をどれくらい自力で調達できるかを判定する。数値が高いほど財政力が強く、1を超える市町村は普通交付税の不交付団体となり1以下は交付団体となる。</p>
公債費負担比率	<p>一般財源総額に占める公債費充当一般財源の割合で、財政構造の弾力性をみるための指標。(一般的には15%以上警戒ライン、20%以上危険ライン)</p>
三位一体の改革	<p>国・地方とも財政が厳しい中、国庫補助負担金の削減、地方への税源の移譲、地方交付税制度の見直しを一体的に取り組み、財政のスリム化を目指す改革。</p>